核医学診断/治療に関する医科診療報酬点数表

第2章 特掲診療料 第4部 画像診断 第2節 核医学診断料 E101-3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 (一連の検査につき)

E101-3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき)

1 ¹⁵O 標識ガス剤を用いた場合(一連の検査につき)

7,625 点

2 ¹⁸FDG を用いた場合(一連の検査につき)

8,625点

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(令和2年3月5日 厚生労働省告示第57号) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和2年3月5日 保医発第0305第1号)

注1 ¹⁵O 標識ガス剤の合成及び吸入並びに ¹⁸FDG の合成及び注入に要する費用は、所定点数に含まれる。

告示

- 注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
- 注4 新生児、3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)又は3歳以上6歳未満の幼児に対して断層撮影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、1,600点、1,000点又は600点を所定点数に加算する。ただし、注3の規定により所定点数を算定する場合においては、1,280点、800点又は480点を所定点数に加算する。

(1) ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影は、X線CT組合せ型ポジトロンCT装置を用いて、診断用の画像としてポジトロン断層撮影画像、コンピューター断層撮影画像及び両者の融合画像を取得するものをいい、ポジトロン断層撮影画像の吸収補正用としてのみコンピューター断層撮影を行った場合は該当しない。また、撮影の方向、スライスの数、撮影の部位数及び疾患の種類等にかかわらず所定点数により算定する。

通知

- (2) 同一月に、区分番号「E200」コンピューター断層撮影(CT撮影)を行った後にポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影を行う場合は、本区分は算定せず、区分番号「E101-2」ポジトロン断層撮影により算定する。この場合においては、区分番号「E101-2」の別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出ていなくても差し支えない。
- 1,280 点、800 点又は 480 点を所定点数に加(3) 18FDG を用いたポジトロン断層・コンピュータ算する。一断層複合撮影については、てんかん若しくは

血管炎の診断又は悪性腫瘍(早期胃癌を除き、 悪性リンパ腫を含む。)の病期診断若しくは転 移・再発の診断を目的とし、次の表に定める要 件を満たす場合に限り算定する。ただし、表中 の「画像診断」からは、コンピューター断層撮 影を除く。次の表に定める要件は満たさないが、 区分番号「E101-2」ポジトロン断層撮影に定 める要件を満たす場合は、区分番号「E101-2」により算定する。

1. てんかん	難治性部分てんかんで外
	科切除が必要とされる患
	者に使用する。
2. 悪性腫瘍	他の検査又は画像診断に
(早期胃癌を除き、悪	より病期診断又は転移若
性リンパ腫を含む。)	しくは再発の診断が確定
	できない患者に使用す
	る 。
3. 血管炎	高安動脈炎等の大型血管
	炎において、他の検査で
	病変の局在又は活動性の
	判断のつかない患者に使
	用する。

- (4) ¹⁸FDG 製剤を医療機関内で製造する場合は、 ¹⁸FDG 製剤の製造に係る衛生管理、品質管理等については、関係学会の定める基準を参考として、十分安全な体制を整備した上で実施すること。なお、高安動脈炎等の大型血管炎の診断に用いる ¹⁸FDG 製剤については、当該診断のために用いるものとして薬事承認を得ている ¹⁸FD G製剤を使用した場合に限り算定する。
- (5) 撮影に当たって造影剤を使用した場合は、区分番号「E200」コンピューター断層撮影(CT撮影)の「注 3」の加算を本区分に対する加算として併せて算定する。

- (6) 当該画像診断を実施した同一月内に悪性腫瘍の診断の目的で区分番号「E100」シンチグラム(画像を伴うもの)(ガリウムにより標識された放射性医薬品を用いるものに限る。)又は区分番号「E101-4」ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影を実施した場合には、主たるもののみを算定する。
- (7) ¹⁵O 標識ガス剤を用いた場合に当該画像診断 に伴って行われる血液ガス分析の費用は所定点 数に含まれ、別に算定できない。
- (8) ターゲットガス(窒素、酸素、二酸化炭素)等 の ¹⁵O 標識ガス剤の合成及び吸入に係る費用並 びに ¹⁸FDG の合成及び注入に係る費用は所定 点数に含まれ、別に算定できない。